

第7回地方出先機関分科会
議 事 録

官民競争入札等監理委員会

第7回地方出先機関分科会 議事次第

日時：平成20年7月24日（木）15：27～17：52

場所：永田町合同庁舎1階 第2共用会議室

1．開 会

2．議 事

- （1）国税局の事務・事業に関するヒアリング
- （2）財務局の事務・事業に関するヒアリング
- （3）森林管理局の事務・事業に関するヒアリング

3．閉 会

石川専門委員 それでは、第7回地方出先機関分科会を始めさせていただきます。

本日は、国税局、財務局、森林管理局からのヒアリングということで、ワーキンググループ2の私・石川、岡本専門委員、工藤専門委員が担当となっております。工藤専門委員はご都合により国税局、財務局のヒアリングにご出席いただけませんが、浅羽専門委員にご出席いただけることになりました。

議事は私・石川が進めさせていただくことといたします。

本日の議題は、国税局の事務・事業について、各局(所)電話相談センターにおける税務相談業務に、財務局の事務・事業のうち、物納された未利用国有地の管理・売却、森林管理局の事務・事業のうち、「レクリエーションの森」等所有施設の管理・運営に関してヒアリングを行います。

それでは、ただいまから国税局の事務・事業に関しまして、財務省よりご説明をお願いいたします。

ご説明は10分程度といたしまして、その後、35分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ご説明に当たりましては、市場化テストとの関連でご説明いただけるとありがたいかと思っております。それではよろしくをお願いいたします。

池上主任税務相談官 池上でございます。私のほうから冒頭の配布資料に基づきまして概要をご説明申し上げます。

まず、資料1の「国税組織の機構」という縦長の紙がございます。こちらでざっと組織の概要を申し上げます。

まず左側に国税庁、これはごらんのとおり、財務省の外局として全国組織でございます。右側に国税局、これが全国に北は札幌から九州まで11、沖縄に沖縄国税事務所、合計11局と1事務所、12の支分部局がございます。その下に全国で524の税務署が下にあるという大まかな組織になってございます。

税務相談関係の組織図はないのですが、国税局の総務部の中に税務相談センター、あるいは税務相談室というものが現在各局に1個ずつあるという形になってございます。その中で全体現在約630名の相談官が相談業務に従事しているという内容になってございます。

以上が機構でございます。

続きまして、市場化テストとの関係でございますが、別途補足資料2という縦長の2枚紙を配布してございます。そこに沿ってご説明申し上げます。

まず2ページ目をごらんいただきたいのですが、そこに「国税当局の行う税務相談業務の特質」という頭書きで書いてございます。こんな業務を私どもはやっているという中で申し上げます。国税庁はご存知のとおり、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収のための仕事をしていますが、そのためには当然ながら日頃から調査、徴収といった公権力の発動といった仕事をやっていますが、同時に我が国は申告納税制度をとっていますことから、皆さん方が正しく納税をしていただくという意味で、例えば制度の仕組み、いろんな手続の話、そういったものをよく知っていただくことから、広報や相談そういったものを通じまして、ここに「納税環境の整備の一環」と書いており

ますが、国民が申告しやすい状況をつくっていくというのも国税庁の大事な仕事の一環だと考えてございます。そもそも憲法で納税の義務という以上は、国が義務を履行しやすくするためにいろんなことをやっておくのも、国税の本来業務の一環ではなかろうかと思っております、単なるサービスの一環とは私どもは考えておりません。大事な事前の行政手続の一環であると考えております、その意味から税務相談だけを税務行政から切り離すということは、税務行政の本来業務の一部を失うことであると考えていまして、ここは非常に大事な職務の一環として、引き続き国が当然業務の一環として担っていくべきだろうと考えております。それが（１）でございます。

続きまして「（２）納税者サイドからみた特質」ということでございます。

現在、相談室は多くの相談を受けていますが、そのうち納税者から寄せられる相談の主なものは、例えば豊富な税務経験や知識に基いて、通達、法令解釈とそういったものを踏まえまして非常に幅広い、深い知識の必要な回答を求められるような質問が多うございます。更に、納税者が国の税務当局のいわば見解を聞きたがっていると、つまり税務署に行ったらこれはどうなりますか、といった国の最終回答を我々の相談から聞きたがっているといったこともあります。これについては、当然税務当局の人間でしか答えられない部分がございますので、ここは国民のそういう期待からしますと、当局としての最終回答を求めて、明確な法令解釈をここでしてほしいという要望が強い以上は、これも国民の当然な要求には十分に答えていく必要があるのかと考えてございます。

それから、資料の１ページ目に戻っていただきたいのですが、そこで「２ 税務相談の集中化」でございます。ここはごらんのとおり、国税庁としても、そういう意味では行政の効率化に努めておるといことで、以前から税務相談の集中化ということで努力してまいりました。

１ページの下の方にもございますが、平成 18 年度から順番に電話相談の集中化を進めていまして、本年の秋には全署において電話相談の集中化の拡大の予定をしております。これを踏まえまして、より適切な相談と効率化にも引き続き努めていきたいと思っておりますし、現在も相談を受けた方のほぼ 7 割の方は「満足」という結果を得ているものですから、そういう意味で、引き続き適正な事務の運営に努めてまいりたいと思っております。

そこで、きょうお手元にどんな相談があるかということ若干 2 つほどご紹介ということで、現場の担当者から説明をさせていただきたいと思っております。

土田室長 東京国税局で税務相談室長を担当しております土田と申します。よろしくお願いたします。きょうは貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、お手元の補足資料 3 - 1 でございます。「具体的な相談事例」ということでございますが、2 例ほどご用意しております。この中身でございますが、実は手前ども東京国税局の相談室はテレフォンセンターのほかに、84 の税務署があるのですが、そのうちの 24 の税務署に相談室分室というものを設置しております、今活動しているわけですが、そこでは面接相談と電話相談と両方受けている状態であります。相談官としては約 140 名を配置して動いているところであります。

その中では、例年、源泉徴収関係の相談が結構多うございまして、その中から 2 例ほどピックアップしてみました。

1 番の「永年勤続表彰者に支給するに旅行ギフト券」の話でございます。これは当然「給与所得

の関係でどうなりますでしょうか」と、こういう質問なのですが、一応永年勤続者に対する記念品の一種である旅行ギフト券ということなのですが、記念品については非課税であるという考え方が実はありまして、ところが「旅行ギフト券」となりますと金券であります。ということは換金ができる。そうすると品物とは若干違うではないかという話がございます。

こういうことになりますと、まず担当者として、所得税法の給与所得に係る知識が必要となってきます。その中では、とりあえずギフト券でも課税になるという判断が出てまいります。

次のことですが、税務上の取扱いを見ていきますと、所得税の基本通達というのがございまして、その規定に精通している必要もあります。と申しますのは、「永年勤続者に対して記念品を贈呈しても課税としては扱わない」という通達が別に出しております。そうしますと記念品は課税しない。記念品として旅行ギフト券はとなりますと、容易に現金化が可能な話でありますので、そうしますと個別にまた通達を出しております、一定の条件が満たされた場合は記念品と同様に課税と扱わない規定が実はあるわけがございます。これらの通達類は当然インターネットホームページ上に全部掲示してございまして、国民どなたでも見ていただけるようになってはいるわけですが、こういう質問がある場合は、一応個別通達を読んでもなかなかわからないとか、あるいは税の専門家、例えば会計士さん、税理士さんという方々ですが、こういう方々も私はこういうふうに思うのだが、実際のところは税務署に聞いてみてくれと、このように納税者が言われまして、で、相談室にかけてくる例が多々ございます。

最終的には税務職員が回答するのであれば、回答の方法というのは、具体的な調査とか今までの経験が豊富でありますので、いわゆる個別通達に規定されたところのこちらのほうをごらんいただくと、ちょっと長いものですから、2つの条件がございまして、1年以内に旅行券を使われるものであることとか、使ったという実績の領収書とか旅行代理店の旅行の工程表であるとか、それを証明するものをちゃんと付けなさいとか、精算されて、会社に使ってない部分は返されているとか、そういう状況が見えてくればいいですよといったものになっております。これは実務的な話になるわけですが、その辺はどの場合でもそうなのですが、実務に沿ったところで同じような考え方をとっておりますので……

石川専門委員 続きは後で、質疑応答のところでお伺いいたしますので、もう大体10分時間が過ぎましたので。

土田室長 そうですね。失礼しました。次のテーマはまた後ほど。

石川専門委員 後でまたご質問のときにお答えいただくとありがたいかと思っています。

今のところからなのですが、先ほど統計数字を出していただいて、補足資料2の1、(2)横に4カ年のものがありますが、直近でいうと、平成19年度3,406件のうちの、先ほど具体的な相談事例、これはかなり筋のいい質問だと思うんですけど、これは3,406件のうちの何件を占めていることになりますか。

土田室長 こういうかなり重いという判断だと思いますが、重いか、軽いかというのは、相談内容による区別は行っておりません。

石川専門委員 だからどっちにしても、こういう筋のいい質問だけではないですよ、電話のか

かってくるのは。

土田室長 中には、例えば確定申告期がございますね。そうすると確定申告期になると、申告相談センターはこの税務署はどこにありますとか、確かにそういう単純な話からあります。それとか、もうちょっと中へ入りますと、扶養控除の話とか、かつての住宅取得控除の話、そういうのもあります。

た、実はテレフォンセンターとか電話相談室にこういう話に来る中には、彼らが件数として押さえているわけではないですが、税理士さんなどのプロからかかってくるものもあります。

石川専門委員 プロから話が来れば話しやすいわけですよね。要するにお互いプロですから、一定の知識あるという形でやりとりができるわけでしょう。

土田室長 ただ、最初はプロであることを隠しているんですね。隠して一般の納税者を装って、一般的な質問から入ってくるんです。それでだんだんこういう込み入った話になってきて、実は今調査を受けているという話まで来るわけですね。そういうのは署でやってくださいと、本当は、ということになるわけなんです。

石川専門委員 私の質問は、ですから膨大にある電話相談のうちの、こういう筋のいいやつというのは、毎回かかってくる電話はこういう筋がいいものではないですよ。

土田室長 ですから今申し上げたように専門家からのものもありますので。

石川専門委員 逆に言うと残りは。

土田室長 残りは専門家でなくても、相続であるとか、資産の譲渡とか、そういうややこしい、評価であるとか、そっちのほうもまた。

石川専門委員 それは、先ほど 630 人とおっしゃった相談官の人が 1 人で、今、電話仮に受けまますよね。そうすると 1 人で全部処理できるんですか。

土田室長 そうです。やらざるを得ない。わからないやつは、一たん電話を、保留にしてメロディを流して、調べてながら答えるわけです。

石川専門委員 それはタッチパネルではなくて、文字ベースというか、文字でやっておられる。

土田室長 本です。税法において、それを見ています。

池上主任税務相談官 今、資料のここに相談センターのフロー図がございますけれども、その上のほうに「 局電話相談センター」ということで、今、電話で集中化をしまして、各税目ごとに専門家を張って対応しようと考えています。例えば法人税なら法人税、相続税なら相続税ということで、これが全国的に展開すれば、一応専門家のところに電話が回るということで、まずは電話番号で選択していただいて、相続税とか、法人税とか、質問をしていただくと回るという格好で、そういう意味では一時的に専門家がお答えできる体制には今度しつとあるという状況でございます。

土田室長 11 月からです。

石川専門委員 11 月から。

池上主任税務相談官 この秋からですね。

安楽税務相談官 全国、今度の 11 月からです。

石川専門委員 全国どこからかけても、番号でプッシュで、例えば、所得税については をとい

くわけですね。そうすると、そのつながるセンターはそれぞれの。

安楽税務相談官 各国税局。

石川専門委員 国税局、各ブロックのそここのところにつながるということなんですね。

池上主任相談相談官 はい。

石川専門委員 そうすると、今までの電話の相談センターのやり方と違うということになりますか。効率がよくなりますね。

池上主任税務相談官 今までは各相談室ごとに電話がありまして、そこに電話をかけていただいた。そこでいる2名、3名が全税目のことを回答していました。

石川専門委員 電話かかっていくのは所得税なのか相続税なのかというのはあらかじめわからないけど、そうするとある電話が鳴ると、これは所得税の関係で来たなというのがわかるわけですね。

池上主任税務相談官 今度のはですね。

石川専門委員 そうすると、より専門的な知識を持っている人がその席にいて答えをすると、そういうことになる。

土田室長 サーバーが選んでそのポジションへ送り込むわけです。

石川専門委員 それは専門知識を持っていればいいということですよ。

池上主任税務相談官 もちろん専門知識は最低限の条件だと思います。ただ、先ほど申しましたように、税務署に申告したらどういうふうに使われますかね、という観点から皆さん当局としての意見をお聞きになってきますから、仮に専門家でも、僕はこう思うけれども、実際は税務署に聞いてよといった感じにしか答えられない部分もございまして、そこは皆さん方は国の人間が、税務署の人間が言うから、それを信頼をしていただいて、それを通せばまず間違いはないねということで申告していただくということもございまして。

岡本専門委員 それはでも、見せ方の問題という言い方、大変失礼ですけども、それは国税ということの看板があれば、そこで答えられている方々がちゃんと訓練されている人であれば、身分制度として公務員でなくても、それは国民は信頼するんじゃないですか。私は国税の人間でありませんとはいないでしょう。

池上主任税務相談官 そこは聞いてくる電話の多くは、当局はどう考えますかねというスタンスですから。

岡本専門委員 当局というのは、それは相談される方は当局というふうにするわけであって、答える人が当局と思えばいいわけであって、それは訓練の仕方によっていくらでもできると思いますけれども。

池上主任税務相談官 ただ、そこは逆に言えば、現在は国税職員が電話相談しているということをお聞きになってくるわけですね。

岡本専門委員 私たちが思いますのは、専門的に非常に微妙な税の問題であれば、当然そういう当局の方が対応される必要は私はあると思うんです。ただ、石川先生がおっしゃっていましたが、すべての問題が多分そうではないでしょう。ましてや集中化されるようになって効率的に

対応されるのであれば、本当に機微なところはそういう対応が必要かもしれないけど、そうじゃない対応はいくらでもできるように思うんです。要するにそれはそういう対応する気があるか、ないかだけの問題であって、我々は国税の人の判断を、最終的にそれはおかしいと言っているわけではない。それは対応していただきたいと、本当に微妙な問題でも、でもそうでないところは極力そうでない対応としてやっていく必要があるのではないかと。例えば、私が電話相談受けた方々が、そんなに変な回答するとは思っていませんけれども、それでいかに公務員の身分持っていないなくても対応できるのであれば、それはそういう形で持っていくべきではないかと。

石川専門委員 例えば税理士さんたちは、いわゆるOBと呼ばれている方がいらっしゃいますよね。税務職員を十何年でしたか、やっているとなれますでしょう。

土田室長 23年ですね。

石川専門委員 23年ですか。その方々はそれなりのパーセンテージでいらっしゃるわけですよ。もちろんOBというのは、やめて時間がたてばたつほど現場から離れているから、いわゆる賞味期限は切れますが、しかし大体その感じというのは実務やおられたわけだから、当局側におられて。その方たちが税理士として活動されているわけでしょう。その人たちも現在でも、要するに電話相談センターじゃないけれども、相談というのはされているわけですね。税理士法の中で相談業務ありますから。

池上主任税務相談官 はい。

石川専門委員 そうすると、例えば専門的な知識がなければいけないというのはよくわかるんだけど、それは公務員でなければいけないということと直ではありませんね。

池上主任税務相談官 そこはそうです。

石川専門委員 仮に公務員の方が受けたとしても、こうなると思いますよというけど、最終的に、例えば更正決定に行くとかどうだとかというのは、これはまだわからないわけですよ。最初に出た方たちが、こういうことを言ったとしても、最終的にそれが同じというか、同じ形になるという保証は何もないですよ。

池上主任税務相談官 そこは相談の段階で、情報をすべて正確に出していただければ、そこは正確なお答えができるんですが、場合によってはそうではない。

石川専門委員 それも一般論として、あなたが出している前提だとかこういうふうになりますと答えられるだけですね。最終的な処分というのは、また別のところになるわけでしょう。

池上主任税務相談官 そこはそうです。

石川専門委員 逆に処分になると、いや、窓口でああ言ったじゃないかといっても、いや、それは知りませんという形に多分なっていくので、だから、直結……。

土田室長 事実の照会の仕方、事実の認定が今度違っているわけですね。納税者はこう思っていましたと、調査官が見たら、ここの部分はどうしたんですか、それは言っていないとか、そうすると判断が全く変わってくるわけです。

石川専門委員 だから、今電話相談で、相談官の方がやっついようが、税理士の方がやっついようが、相談する人が重要な部分を隠して相談していたら結局同じことですよ。

土田室長 何が違うかといいますと、うちの職員は、このことを決めるに当たって、これとこれとこれは押さえなければいけないと身につけているわけですよ。そうすると、あなたはここは言うけれども、ここの件はどうしたんですか。ここがある場合はこうなりますよという突っ込んだ聞き方をしていくわけです。そうすると、単に法律だけではなくて、調査の目で見たとときに、実際に経験で言えば、これは茶色いケースだけれども、実は横から見たら長細いものでしたと、こういうものを担当者として見るわけです。そうすると、納税者はそういう見方をしません。

それから、申し訳ないですが、そういう専門家の方でも調査をしているわけではありませんので、そんなに経験の豊かな方がいるわけではない。ということになりますと、税理士の割合の中で、うちのOBというのはそんなに多いわけではありませんから、試験で受けられる方のほうが多いですから、そうなりますとどうかなというところが1つあります。

石川専門委員 それは、例えば官民競争入札に付して、そういう属性を持った人が入ってくるように仕向けられればいいだけのことなのではないでしょうか。要するにこれはそもそも全く素人が入ってくる余地はないと思うんですよ。だって、専門知識がないのに相談受けるなんてまずナンセンスですよ。

土田室長 はい。

石川専門委員 今、議論の前提になっているのは、少なくともOBであった税理士さん、しかもそういう調査のところで担当した人が仮に受けたとしたらば、それは官じゃないから、既に立場は違っているかもしれないけど、ただ、要するにポイントというのは押さえられているはずですよ、そこは。

池上主任税務相談官 先ほどの繰り返しになるのですが、先ほど税務行政の中で、1つは当然ながら調査、それから、納税しやすくする環境づくりというのも重用だということを申し上げました。その意味では、私どもは相談業務をまさに税務行政の本来業務の一環であって、決してサービスのためにやっているわけではないということで、そういう意味では当然ながら国民が義務を履行しやすくするのが行政であるということからすれば、そこは当然ながら国の一環としてやってこそいいだろうというのが1点。

それから、税理士の先生しか相談業務は受けられないという前提がございまして、それは既にご案内のとおりと思いますが、極めて間口が狭い世界になるのだと思うんですね。官民ということで仮に民間の方々にやっていただくと、どうしても使う方は税理士しかいないと。しかも全国で何百名という方がずっと一日中張りついていただくということからしますと、1つは報酬の面、1つはそういった方が本当に全国にどのくらいおるのかなと。皆さんそれぞれ現在でも商売をやっていらっしゃるわけですから、その商売を放ってまでこっちへ来るとはとても思えないという意味からしますと、なかなか実際に本当に狭い間口の中で受けざるを得ないという部分がございますし、ご案内のとおり、費用面で恐らくかなりの費用になるのかなと、私どもは考えております。

浅羽専門委員 まず非常に不勉強な質問で申し訳ないのですが、税務相談官の方は皆さん国税専門官の方と理解してよろしいわけですね。

土田室長 国税調査官とか徴収官とか。

浅羽専門委員 徴収官ですよ。

土田室長 はい。

浅羽専門委員 当然若手の方もベテランの方もいらっしゃると思うんですが、皆さんベテランの方が配されているんですか。

池上主任税務相談官 ある程度年数がないと、そこは知識の問題ですので、それなりの年数を経た人を配してございます。

土田室長 その一番若いので 43 歳です、一番上は 60。

浅羽専門委員 そうすると、その経験のある程度は少なくともした方が配置されていると理解していいわけですね。

安楽税務相談官 ちなみに 19 年 7 月時点の平均年齢で言いますと、55 歳です。

浅羽専門委員 55 歳。私が単純にその現場はもちろん存じませんので、現場を見てすべて言えるわけではありませんけれども、単純な発想として、下は 43 歳の方から上は定年間際の方まで、当然平均 55 だといらっしゃると思うんですが、それぞれ税目で分けていらしゃいますが、当然その中でも詳しいとか、あるいは若干若手で経験はものすごくあるわけでもないという方も、いろいろな方がいらしゃると私は単純に思うんですが、それでも当然いいと思っているんですけれども、その場合に、今度市場化テストをして税理士のどこか、税理士法人が何かをお願いしたと仮にしたとしても、全員が 100% すべて現状でも答えられているとは思ってないんですけれども、何人かに 1 人、確実にボスみたいな人がいて、それこそベテランのすごい方がいて、どうしても答えられない場合にはこれに回せばいい。でも、そうじゃない非常に簡単なことを聞いてくる場合には窓口でいくらでも答えられる。そんなようなのではだめなんでしょうか。すべて電話を受けた人がその場で、一度メロディーを流すとおっしゃっていましたが、一度メロディー流すぐらいで答えられないとだめなんですか、この業務というのは。

土田室長 まずその場で 15 分以内に解決しよう。実際はもうちょっと短いかもしれませんが。そういうことで対応しておりまして、それが 99% 達成できています。あとの 1% ぐらいは、一回切って、どうも長期になりますので、調べ直して、審理担当と十分に検討した上で再度電話をかけ直すという態勢をとっていますね。ですからほとんどは 15 分以内に解決をさせております。

浅羽専門委員 15 分以内に解決しているのが、官の方だからなのかというのが、やはり私にとって少し疑問でして。

土田室長 そこが非常に経験があるということなんですね。

浅羽専門委員 ですからそういう業務として、市場化テストを発注すれば、そういう方が対応するんじゃないのかなというふうに思えるんですね。人数的に現在六百……

土田室長 630 ですね。

浅羽専門委員 630 人ということですので、税理士の資格を持っている 1% ぐらいの比率だろうと思うんですけれども、全国にたしか 6 万とか 7 万とかいらしゃったと思いますので、そうした中で、当然先ほどおっしゃられたように、受けられる人と受けられない人がいる狭い世界で、その中でもプロの世界の人たち、プロの中のプロですね。電話してくるような人じゃない。ただ、法人

税のプロでも所得税よくわからないとか、相続やったことない人がいっぱいいらっしゃると思うので、そういう人が相続受けた場合には聞かかもしれないですが、その場合今想定してないですから、それぞれのプロの世界で受けられないのかなというのが疑問でしょうがないですね。

土田室長 大先生方の事務所からも実は来ています、うちに相談が。決定できなくて、判断ができなくて。

池上主任税務相談官 ですから専門的知識を持っているであろう税理士の先生方から、私どものほうに、こういうことはどうですかねという照会が来ると。

土田室長 来ています。

浅羽専門委員 ですから、それは全然不思議じゃないと思うんです。先ほど申しましたように、いつも企業相手にやっているのに、その企業の親御さんが亡くなられて、相続発生した。相続やったことない、でもマルチクライアントでずっとやっていたからお願いするよと言われて、さてやったことない。まずは聞いてみよう、別にこんなことあっても全然不思議ではないと思うんですけれども。

池上主任税務相談官 当然我がほうも特定の税目の専門家でないといいますが、極力研修等で専門知識を身につけていますし、その意味では基本的に回答できるんだと思っていますが、ただ、税理士の先生にすれば、もっといいサービスが提供できるかということ、そこがもし現状と同じであれば、本来民間のほうのもっといいサービスが提供できますかとなると、そこは必ずしもそうでないのかもしれない。現状でも私ども十分な業務は提供しているつもりですし、もっと専門的なことで、もっとズバッと一発で答えが来るといのであれば、民間でやればすばらしいサービスができるということは言えるかもしれませんが、もし先生がおっしゃったように、今とあまり変わらないといのであれば、官民競争という、どこをとらえて競争したらいいのかと。

石川専門委員 言っていることはほとんど違いがなくて、官民競争入札の結果、官が勝つということはあるんですよ。それはあって、それだけ自信があたりであれば、官民競争入札にお出しになって勝てると思うんですよ。勝ったら、いや、官ばかりたたかわれているけど、民に官が勝った。やっぱりおれたちのサービスのほうがよかったじゃないか。だから要するに民と官が競争するところこのポイントがありますから、それだけ自信があたりなわけですから、一遍出してみ、それで競ってみ、それで勝てば、それはそれで別に官民競争入札というか、この市場化テストの枠組みに乗ったことになるわけだから、それはいかがなんでしょうか、それだけ自信があたりならば、ぜひだから乗っていただいて。

池上主任税務相談官 今自信ということですがけれども、それは我々としなくても精いっぱい今いい仕事を当然させていただいている自信と同時に、そこが先ほど申しました国民の方から、要するに税務署はどうなんですかというのが圧倒的なものですから、国としてどうかということがある以上は、当然国として答えざるを得ないと。仮にこれを民間に出すとしても、同じ質問が当然税務署に来るはずなんです。そうすると一方で出して、一方で相談がこっちへ来るといことに多分ならざるを得ないのかなと。国としてお答えするというのが責務だろうということですから。

石川専門委員 官民競争入札は国としての責任はそのままですから、全く何もそこにはさわりは

ないので問題ない。

池上主任税務相談官 まさに当局としての回答いかんということになりますと、現に当局に席を置いた人間がアップ・ツー・デートの情報も得て相談をまたやるということですから。

石川専門委員 先ほど申し上げたように、今相談官の方が、仮に答えを出したとしても、それは電話で来た人たちが言っている事実関係に基づいて答えているわけですよね。だからノーアクションレターの制度は取り入れてないですね。国税は多分、ノーアクションレター。

安楽税務相談官 一部は。

石川専門委員 一部は取り入れている。

安楽税務相談官 一部は取り入れています。

石川専門委員 ノーアクションレターというのは、請求者が言ってきた事実関係に基づいて、現行法と合致しているか、してないかについて、現段階で回答するが、これは別に司法判断をしるものではないというそういう仕組みですよ。あれと基本は一緒なので、さっき明確な法令解釈とおっしゃいましたが、もし明確な法令解釈を求めののであれば、むしろノーアクションレターの制度があるわけですから、そっちの正式な手続のほうへ乗っていただいて、ノーアクションレターのほうで 30 日以内に回答されればいいわけです。その制度があるわけですから、明確な法令の解釈であれば。

そうでないレベルのものについては、さっきちょっと桁取り間違えたけど、仮に 340 万件あって、340 万全部が本当に込み入った事案であるというのはそうは思えないんですけど。

池上主任税務相談官 そこはもちろん単純なものもございしますが、それは話してみないとわからない部分は当然ございしますね。

石川専門委員 それもだから話してみなければわからないんですけど、その仕分けというのはあっていいわけだし、むしろ 630 しかないマンパワーだとすれば、より重要な相談について専念すると。重要でないものについては、普通の形で相談というか、要するに市場化テストのところまで相談で答えてもらって、皆さん方はより重要なコアの部分というんですか、税法の解釈にかかわる重要な部分の相談に専念すればよろしいのではないかという感じがするんです。

だから 340 万件のうちの、実際なかなか電話かけてきて難しいとは思いますが、単純な案件だってあるわけでしょう。本当にここへ電話かけてくださいとか、ここに提出してくださいで 1 分で済むやつもあるわけでしょう、それは実際。

池上主任税務相談官 単純な話をすると、我がほうもホームページにすべて情報を出していますし、基本的にはそこをごらんになればわかるはずなんですけど、でもなおかつ電話してくると。そこはやはり安心感を持ちたいなということだと思っただけですね。

石川専門委員 それはそうですね。そういうやつであれば、専門知識使わなくても答えられる相談もあるんでしょう。

池上主任税務相談官 そこは当然ございします。

石川専門委員 だからその部分というのは否定はできないんですよね。パーセンテージなかったらそれは難しい。

池上主任税務相談官 件数のウエイトづけがちょっとないものですから。ただ、本当に単純な話であれば、ご自分で普通の方であればクリアになるような、うちも情報公開していますから、そこで多分分かると思います。さらに電話をかけてくるということはもうちょっとわかりにくいねと。案件としてもうちょっと複雑ですよということでかけてくるということだろうと思っています。

浅羽専門委員 窓口相談との棲み分けみたいなものはないんですか、電話相談と来所による窓口相談もあると思うんですが、同じですか。

土田室長 今は分室がございまして、分室は面接と電話と両方受けているんです、同じ者が3人で。そうしますと、税務署へ行って、分室へ行って、そこへ並んでられたら、電話出ないでそっただけやっているんです。340万件と言っていますが、実は電話来ていても受けてないのが相当あるんです。

岡本専門委員 ですから申し上げたのは、人員増えてないんですよ、630名ですね。

土田室長 増えてないです。

岡本専門委員 で、5割増えているわけでしょう。

土田室長 そうです。

岡本専門委員 やり方はいろいろあるかもしれませんが、本当に重要な案件を税務署がやられて、さっきから石川先生が強調されていますけど、そこは、ちょっと言い方悪いですけど、誰でも答えられるようなところから、一般定例的なものについてはある程度出していくようにしないと、皆さん仕事が大変で回らないのではないかと思うんですけれども。

土田室長 今度新しい体制でやってみてどうなるか。

岡本専門委員 そうしたほうが、皆さんの専門知識が国民のために生かせるんだし。

石川専門委員 さっきちょっとタッチパネルという例を挙げたのは、法テラスありますね。あそこはコールセンターがそういう形で押していくとどんどん開いていくという形で、それを取り入れておられて、そういうやり方でやっている、専門知識といってもある程度必要なんだけど、何の案件ですかと来て、押していくとどんどん細かいところまで開いていくと。極端な話、そういうシステムをつくれれば、要するに勘と経験、職人芸でやっているというのはかなり平準化されてある程度誰でもできてくる。それはもちろん通達ですから、それは見せられない通達だってあるわけですよ。通達が全部オープンになってしまえば、それは結局法の解釈の問題というのは、当局側はそれは公定力あるから、一応当局側が仮に通用するけれども、だけど、最終的には裁判所が判断するだけのことで、それは要はこの基準に照らして、これについてはこのように答えられますというのは、淡々と答えていけばいいだけのことで、すよね。

池上主任税務相談官 皆さんがお聞きになることは当然申告をするという前提でお聞きになってくるわけですね。最後はすべからず個別案件になっちゃうんですね。自分のところへいくら入ってという話で、そこでボタンずっと押していても、最後のところで、いや実は違いますねとか、それだけで終わる話は多分ないだろうと。

石川専門委員 別に今タッチパネルをやればよかったのではなくて、合理化をしようとするれば、職人芸でやっている世界というのは、ある程度機械で置き換えることは可能ですよと。おやり

になってくださいと言っているのではなくて、そういう例があって、かなり知識が平準化されていますと。それにもかかわらず、もちろんタッチパネルで全部答えられるわけないので、だったら人間要らないですから、だから何で人間要るのかといえば、まさに機械というか、普通のイエス、ノーでは答えられない複雑な案件のところに専念して、専門知識を持っている人が答えればいいので、そうでないところで答えられるやつだって、この中でかなりあると思うんですよ。

それについては、例えば官民競争入札にお出しになってやってみて、それでも業者が応札しないとか、適切な業者がないからだめだということだってあり得るし、同じ条件でやってみて、官が勝つと、さっきも言ったようにあり得るわけです。だからなかなか官が勝つという今までケースないんでしょう。例はいくつかあるのか。

事務局 官民競争入札はまだ入札を一度もやっていないので。

石川専門委員 もし本当に官が勝つというケースも出てきたら、これはかなりのニュースになるというか、えっへんという感じになるんですよ。だからそれほど自信がとおりであるならば、ぜひ、だから官民競争入札にかけていただいて勝てばいいと思うんですけど、だから、それがだめだというロジックは何なんでしょうか。

池上主任税務相談官 そこは先ほど申しましたように、仮にそうやって専門性を、もちろん最後の専門的な部分だけ国が持つかと、当然議論がある。それはそうなんですけど、ただ、その過程で、当然ながら簡単なものでも、ちょっと話聞いたら、実はとんでもなく厄介な話になると。その辺の境界線上またいで行き来するような案件が多いんですよ。簡単なやつはこちら、そのほかはこちらというふうに仕分けが実際には恐らく難しいのかなという現実的な話がまずあると思います。それから、あとは当然ながらややこしい案件、税務署に電話相談してみようと思っている方々からすれば、全部数字を持った上でこうですから、簡単に、これはあちらあちらといったこと、そう簡単な明解な仕事はあまり多くないのかなと。

石川専門委員 それはわかります。ただ、電話で相談というのは、件名というか、名前をさらして、どこの誰々ですというものではないんでしょう。

池上主任税務相談官 もちろん匿名で結構です。

石川専門委員 匿名で別に受けて構わないわけでしょう。もちろんうそもつけるし、多少潤色とか、本来と違うことについて、だから本来重要であることについて言っていないケースだってあるわけですよ。

池上主任税務相談官 そこはあり得ると思いますね。

石川専門委員 だから個別のケースとさっきおっしゃったけど、本当に課税されるか、されないかを名前さらして責任持って、納税者の人が来て、それに対して答えているという実態ではないんですよ。

池上主任税務相談官 でも、そんなに不真面目な電話が来るわけでも何でもなくて。

石川専門委員 不真面目、真面目というのではなくて、名前をさらせば、実在している人が本当にかけてきたら、かなり緊迫感を持ったやりとりということになるのでしょうか。もちろん匿名でも緊迫感を持ったやりとりにはなるとは思いますよ。片一方にしてみれば、課税されるか、されないかの

瀬戸際だし、そちらにしてみると、取れる、取れないかの瀬戸際だから、それはかなりの緊張感を持つとは思いますが、ただ、匿名でオーケーなんですよ。

池上主任税務相談官 そうです。

石川専門委員 そうすると、さっき何とおっしゃったか、さっきのご説明のところ、納税の...

...

池上主任税務相談官 環境整備ですか。

石川専門委員 環境整備ね。それはそのとおりなんだけど、ただ、それはさっきのロジックからすると、匿名でやっておられるわけだから、その回答が、しかしそんな権威を持つというふうにも思えないんですけれども。

安楽税務相談官 匿名の電話でも一般的な相談だけという電話でも、私の考えですが、まずは必ず申告納税に結びついた電話なのは間違いはないですね。ですから匿名だから、これは一般的な話でいいですよとあって、いい答えを期待して、あっちこっちの、今電話相談センターでなくて分室というところがあるんですけれども、あそこにかけて都合の悪い答えだった、ほかにかけてみようという、あちこちかける人もいます。それは今おっしゃった、個別は税務署に回せばいいじゃないかという、そういう電話自体がまさに個別に近い電話が多いわけですね。

石川専門委員 一般的といいながら、実はね。

安楽税務相談官 ええ。そこは入口で、先ほどうちの主任のほうからお話したんですが簡単なものとそうでないものを区分けするということが自体がまず不可能なんですね。今、税務相談、番号、先ほどの図で、1番、2番、3番、4番となっていますが、それに簡単なものであれば、6番を押してくださいなんて言ったら、ほとんどそこには誰も電話しなくなりますね。

石川専門委員 それはそうですね。

安楽税務相談官 それは我々が国税庁として、どんな簡単な問題でも、最後は申告納税に結びつくから面倒見てあげたいという気持ちがございますので。

岡本専門委員 そのとおりだと思うんですけど、もう少し工夫があってしかるべき気がするんですね。それはそうですよ。簡単なものは1番にしてください、そんな相手に失礼なことは、それはできないと思いますけど。

土田室長 法人税の質問は1番なんですね。簡単な話になったときに、オペレーター、あるいは聞いている税理士さんが、これは相談室に回しますからと、途中から、また最初からですよ。納税者にとっては二重の説明になるわけですよ。

岡本専門委員 おっしゃることはよくわかるんですが、あと半分はもう少し自分たちの仕事楽しようという発想があってもいいような気がしてしょうがないんですよ。

岡本専門委員 多分非常な件数で、少ない人数でやられているんでしょう。

土田室長 大変です。

岡本専門委員 大変だということはよくわかるんです。大変だからもう少し楽に仕事をしようという発想があってもいいように思うんですよ。楽にしようというのはなまけると言っているのではないですよ。

池上主任税務相談官 それで今集中化ということをやっているわけですね。従来でしたら、窓口で1対1でやっていたのを今度は電話にしましょうと。それは当然我がほうも件数多くこなせませすし、それと同時に専門家の知識を十分生かせたりすると。そうしたら皆さんの利便に資するということから今移行してまして、そこは当然ながら工夫をしている最中ございまして、その過程に今あるということだと思います。

岡本専門委員 これは皆さんどういう勤務されているんですか、時間でいうと。受付時間が決まっていますよね。これは何時から何時まででしたか。

土田室長 8時半からです。

岡本専門委員 終わりは。

土田室長 終わりは5時まで。

岡本専門委員 その間に皆さん相談を対応されると。

土田室長 はい。

岡本専門委員 それが終わると、皆さんどうされるんですか。

土田室長 終わるとまとめをして帰ります。人によっては.....

岡本専門委員 受けられない電話は受けないでいいというところがやっぱり.....

土田室長 それ以外に電話した人という意味ですか。

岡本専門委員 申し上げたいのは、国民は税に対しては大変関心が深いから、当然電話かけてくる人はいろんな意味合いがあってかけてくるのでしょうから、それで先ほど気になったのは、室長おっしゃったのは受けきれない電話が結構あるだろうというのであれば、受けるように工夫をしていくのが筋ではないかと思うんですね。例えばそれが時間中に受けなかったら、それは受けなくて逃げて、それで帰られてしまうということだったら、あまりインセンティブも何もないだろうと思うので。

安楽税務相談官 今、電話相談の集中化ということで、システムで、その朝、その担当者がログインするんですね。その担当者が今何をやっているかというのはスーパーバイザーというのがいて必ず確認できるんですね。ですから受けなくていい電話というのは、それは受けたくないから話し中だとか、そういうことをして受けないのではなくて、とにかく忙しいから受けられない部分があるというだけで.....

土田室長 回線が満杯になって、そこではねつけているわけです。

安楽税務相談官 ただ平常時は、確定申告期は別なんですけど、先ほどおっしゃったような確定申告特有の簡単な質問も入ってくるのですが、それ以外のときは、かなり時間的にはつながらない状態というのはないはずなんですね。受けられないのが発生するというのは、11月の年末調整のとき。

岡本専門委員 特定のときですね。

土田室長 相談、今テレフォンセンターといって我々のところがやっています。そこは時間が近づきますと電話もかけてこない。PRが行き届いてまして、5時までやっているのは皆さんわかっているものですから、5時以降はかけてこないです。

岡本専門委員 それがいいのか、悪いのかはちょっと判断に困りますけど。

浅羽専門委員 先ほど平均 55 歳でベテランの方、最低でも 43 歳、すべてに習熟されたような方がすべての電話を受けている。すぐもったいないような気が本当にするんですよね。私は絶対若手もいるし、ベテランもいるしとっていたんですよ。難しそうなのはベテランにどんどん回しているのだと思って、そここのところは置き換えればいいじゃないかと思っていたんですけど、本当にすごい方たちがやられているみたい、みたいと言っはいけないんですが、やられているということはよくわかるんで。

安楽税務相談官 若手は審理能力が落ちるとするのは間違いでして、若手でも審理専門官とか、各署で鍛えた連中が相談官に入っていますので、レベル的には遜色ないはずなんですけれども、特に集中化になったら、そういう連中がいなくなかなか処理ができないということを危惧しております。

浅羽専門委員 最低は 43 歳の方からなんですよ。20 代から置いているわけではないんですよ、もちろん。

安楽税務相談官 20 代は相談はできないですね。

土田室長 低年齢化しないと、今の体制で平均 55 ですから、電話だけになったら、実は内面的な病気になるやつも出てくるのではないかと、そこを心配しているんですけど、座りっぱなしで電話受けっぱなしですから、一番多いときで 1 日 100 件です。休みなく「おまえ休め」と言っても、休まないで意地になってやったやつがいます、1 日 100 件もとっているんですよ。これはすごいもんですよ、現場は。

岡本専門委員 そういう税のプロは、もっと税を徴収するポジションに行ったほうがいいんじゃないかとか、いろいろ思うんですけど、これは私は外部の人間なので。

池上主任税務相談官 そこは先ほどからそういった調査の仕事も大事ですし、まさに環境整備という仕事も大事ですということで申し上げたように、そこは優秀な人間だからこそ、逆にそういった電話相談できちんとこちらの言いたいことを伝える。先方の疑問に答える。先方が、それで申告につなげるというのであれば、そこは立派な調査をやっていると同じような効果が当然あるんだろうと思っています。

関参事官 よろしいですか。

石川専門委員 どうぞ。

関参事官 コールセンターみたいな機能は世の中に今たくさんございますが、今度集中化されるシステムでは、スーパーバイザーとか、その上のスーパーバイザーとか、そういう仕組みをとっておられるのでしょうか。民間のコールセンターですと、スーパーバイザーは 2 階層ぐらいあって、常にモニタリングをしていて、トラブルが起きたときにそこに入ってくると、そういう仕組みがありまして、ですから問題の難しい、やさしいに応じて、サポートする体制が階層的にできているんですけれども、そういうシステムはとられるのでしょうか。

安楽税務相談官 スーパーバイザー用の電話機というのもございまして、相談官は先ほど申し上げましたように、かなりの経験者なのですが、どうしても純税法以外の部分でちょっとトラブルがあったときにはスーパーバイザーにすぐ回したりできるようになっています。ただ、すべての電話

が、スーパーバイザー以外の電話は全部見れるわけではないんですけれども、そういうポストはちゃんとつくっております。

石川専門委員 よろしいですか。

それでは、時間になりまして、全くどうも平行線ではなさそうで、かなり同じ土俵に乗っている感じがするんですね。それだけ自信がおりなんですから、まさにそれが官民競争入札の前提ですので、ということで、ぜひとも前向きに今後ご検討を続けていただけるとありがたいと思っております。

池上主任税務相談官 うちのほうもよりよい仕事を引き続き追求していきたいと思っております。

石川専門委員 わかりました。どうもお忙しい中を本日はありがとうございました。

【国税局関係者退室】

【財務局関係者入室】

石川専門委員 それでは、財務局の事務・事業に関しまして財務省よりご説明をお願いいたします。ご説明は10分といたしまして、その後、35分ほど質疑を行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それから、説明に際しましては、市場化テストとの接点ということで、そこに絞ってご説明をいただけるとありがたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

谷口企画官 それでは、まず初めに財務局の概要について簡単にご説明させていただきたいと思ひます。資料でいうと、こちらのほうの資料（財務省財務局の概要）になります。

地方出先機関であります財務局ですが、簡単に言いますと財務省の総合出先機関としまして、税関、国税を除きます財務省の業務を実施しているところでございます。正確に言いますと、財務省の業務及び金融庁の業務で法令で規定されている分野を金融庁の委託を受けて実施しているところでございます。

端的に言いますと、国の予算、財政投融资、国有財産等の財務省の業務、及び財政、税制、為替制度の財務省の政策形成に地元の声を聞きながら形成に寄与していくということ、あと金融庁長官の委任を受けて、地域金融機関の検査・監督を実施するというところでございます。

組織の規模ですが、全国に10カ所の財務局及び財務支局、あと40カ所の財務事務所を設置しております。総定員数は4,753名でございます。

最近の財務局の主な課題ですが、市場監視体制の強化、貸金業者の業務の適正化、金融商品取引法の円滑な実施、庁舎・宿舍の移転・再配置計画の着実な実施、地方向け財政融資資金の融資審査の充実などということでございます。

次の地図でございますが、こちらが財務局のロケーションでございます。北から北海道財務局、南は九州財務局とありまして、その上の福岡財務支局合わせて10個の財務局・財務支局があるわけでございます。沖縄に関して言いますと、内閣府の沖縄総合事務局の財務部というところで財務局事務を行っているところでございます。

次のページですが、実際の業務のフローでございます。基本的に財務省の総合出先機関でござい

ますので、財務省の業務を行うわけですが、それと及び金融庁長官から委任を受けた金融庁業務、つまり金融検査・監督、市場の監督等を行っているわけでございます。

国有財産関係で言いますと、財務大臣の下の財務局長の下に管財部長というのがおりまして、こちらのほうで担当しているところでございます。

次の財務局の組織でございますが、財務局は基本的に総務部、理財部、管財部、あとマーケット関係の部とありまして、総務部は人事・会計・広報・予算・情報公開、経済動向調査を担当しております。

理財部が予算、財政投融资、金融庁の委任を受けて金融機関の検査・監督ということをやっております。

管財部が国有財産の総合調整、処分・管理といったことでございまして、あと残りが金融商品取引所の検査・監督等でございます。

以上が財務局の説明でございます。

江口課長 それでは業務につきましてご説明させていただきます。私、ただいま理財局で国有財産業務課長をさせていただいておりますけれども、ついその前まで関東財務局の管財部長をしておりまして、現場でこの業務は担当していたということでございますので、現場の感覚も合わせながらご説明をさせていただければと思います。

お手元に「一般競争入札による売却事務」という事務のフロー図、こちらをお配りしてあると思います。この表に即しまして、どのような業務の流れになっているのかということをご説明させていただきます。

今、ご指摘を受けています物納されました未利用地の管理業務ということですが、この流れ図は物納された未利用地が売却になるまでの事務の流れとして書いてありまして、その中ほどの左から申し上げますと、5番目「物件整備（整地・草刈）、看板設置」とあるところが管理に関する業務です。流れ図では真ん中のところに置いておりますが、実際は、物納されまして、国有財産となった瞬間から管理が始まっています。同時に、売却に関する事務も始めておりまして、ここにありますとおり、物件の調査をし、物件調書を作成するとともに、売るための色々な作業を行い、おおよそ我々が引き受けましてから1年以内には売却するという形でやっております。無論できる限り早く売却したいといったことで、その期間を例えば6カ月にするとか、6カ月というのはちょっと難しいのですが、8カ月にするとか、10カ月にするとか、売却に至るまでの期間をなるべく短くしようということで努力をしながら今やっているところでございます。

その売却に至るまで、色々な文書の作成や、入札に至るまでの手続がございまして、その間、どうしても管理をしなければいけないことになるということでございまして、物件の整備、看板の設置等々といった業務が必要になるということでございますが、もう少し具体的に申し上げますと、草刈、未利用地とはいえ木が生えていたりいたします。そしてまた空き地になっておりますと、ごみを捨てられるといった状態になることが大変多うございます。そういったことがございまして、近隣の方にご迷惑をかけてはいけませんので草刈をし、また、そういった不法なごみの投棄がされないように、柵を設置し、それでもなおその中に入る方もいらっしゃると思いますので、巡回業務

をするといった形での管理をしているということでございます。今申し上げましたとおり、この管理は、草刈、枝払い、柵の設置でありますとか、巡回をするとかということでございますので、これは我々自らやるような業務でもございません。このためこれらの業務についてはすべて民間に委託をしてやっております。

そしてまた個々の業務の契約につきましてはばらばらとやっておりますと大変手間暇もかかりますので、一体的にその業務をやっていただけ業者を選んでおりまして、それらの業務を、我々の言葉で「包括的」と呼んでいるのですが、包括的に民間委託をするということで、これらの業務を束ねて民間をお願いをしているということでございます。

民間へのお願いの仕方ですが、ほとんど一般競争入札でその業者を選定しておりまして、非常に物件数が多い首都圏につきましては、今現在は企画競争入札ということになっておりますが、来年度からは一般競争入札でやることにしておりまして、その準備を進めているところでございます。

我々といたしまして、ご指摘を受けておりますこの件につきまして、民間にすべて委託するというのでやらせていただいておりますし、また委託に当たってのやり方は21年度からすべて一般競争入札になるということでございます。ですからあえて、ここで市場化テストといった形で競争をしなくとも、こういった業務をやっていただけの方につきましては、一般競争入札ということで競争が行われておりますし、今ご説明させていただいたとおり、この業務は非常に単純な草刈や柵の設置、いわば市場化テストが目的としている民間の創意工夫を発揮できるような高度な業務ではなくて、単純業務を束ねた形でやっているものです。また必要最低限の業務を一般競争入札でやっておりますので、市場化テストをやっているのと同じ効果があるのではないかと考えているということでございます。

説明は以上でございます。

石川専門委員 質疑応答に入ってよろしゅうございますか。最初に私、石川からご質問させていただいて、適宜両専門委員からもですが、基本的には既に民間委託をしているから、官民競争入札のことについてはそこですべてが済んでいると。対応はすべて万全であると、そういうことに理解してよろしいわけですね。

江口課長 はい。

石川専門委員 それはそうかもしれませんが、ただ、効果はそうだとおっしゃいましたけど、ただ、責任の所在が官民競争入札とこの一般競争入札から民間委託では違っているわけですね。民間委託というのは、要するに民間に責任を委譲することになりますけれども、官民競争入札というのは、あくまで官が責任を持つという仕組みですよ。要するに見かけは一緒なんです。見かけはそこに業者さんがいて草刈とかやっているというのは全く一緒なんです。法的に見るとそこは違って、民間に責任が行かないで、最終的には官が責任を持ちながら民のいいところも活用してやるのだという仕組みですから、むしろそこまで進んでいただいているのであれば、官民競争入札のほうの枠組みに乗っていただいて、要するに入札のところのプロセスが第三者機関がありますし、透明で公正な形で進めていきますから、今の仕組みよりもさらにベターな仕組みであると我々は申し上げているので、そこについてはお答えはいかがなんでしょうか。透明で公正なものである第三

者機関があって監視しているということ、そこはいかがなのでしょう。

江口課長 これは本当に釈迦に説法みたいな話になってしまうかもしれませんが、管理の最終責任は誰が負っているかといいますと、民間の草刈とかなんかやらせておりますけれども、そこは国の補助として使っているものですので、最終的な責任は我々が負っております。また、定型的な草刈だけではなくて、例えば何か特別な事態があるということになりますと、我々が自ら出張っていくということもございまして、現場を見て、また改めて民間にお願いをするという形でやっているのが実情でございます。

先ほど申し上げましたとおり、市場化テストの枠組みといったものに、これが乗らないか、乗るかといいますと、乗るのではないかという気もいたしますけれども、ただ、効果として、今も公告などにつきましても、すべてご承知のとおり、一般に公開をして業者の募集をしております。草刈等の業務が大体年間に 200 件、300 件ありまして、それが非常に単純な業務でございまして、草刈をやってください、また、柵を設置してくださいと依頼しております。それをどれだけ安く請け負っていただけますかといった形でやらせていただいておりますので、効果としてはやはり同じようなものになるのではないかと考えております。

石川専門委員 効果としては同じようになるので、それはその法的なスキームが違って、より要する入札、同じ入札だから似ているんですね。だけど、そのプロセスのところはより公正で透明なという部分がこの官民競争入札のところのメリットなはずなんです。

江口課長 ええ。

石川専門委員 だから今の一般競争入札のほうが官民競争入札よりも優れているという論拠はどこにあると理解すればいいですか。

江口課長 一般競争入札の方が優れているとは思いませんけれども、一般競争入札の手続きもご承知のとおり、募集広告により広く業者の方に呼びかけをしまして、そしてそれに参加していただけるというプロセスを経ておりますので、市場化テストと同じような効果があるのではないかと思います。

石川専門委員 第三者機関というか、現在の一般競争入札には第三者としてそのプロセスを責任持って監視するという機関はありますか。

江口課長 それはございませんけれども、会計法に基づいた一般競争入札の手続きで行っております。

石川専門委員 それでいくと、実態というか、私たち調べてよくわからなかったのですが、さっき「包括的な民間委託」とおっしゃったのですが、財団法人国有財産管理調査センターというのがありますよね。これはどういう役割を果されているのですか。

江口課長 センターを代表とするグループ参加の業者として、首都圏の業務の企画競争に応募して、結果的にそこが 20 年度落札をいたしましたので、その者に包括的な民間委託しているということでございます。ただ、それだけのことでございます。

石川専門委員 包括的なというのは、財団法人、このセンターさんに包括的に委託しているという理解。

江口課長 そうでございます。

石川専門委員 これが民間だというふうにおっしゃっているわけですか。

江口課長 はい。そのときにセンターだけではなくて、他の業者の方にもご参加を呼びかけました。それと北関東地区というのがございまして、茨城県、栃木県等々でございますが、そこにつきましてもセンターを代表とするグループ参加の業者が落札してやっておりますが、そこは一般競争入札を実施しておりまして、こちらにセンターと他の業者の方が参加をいたしまして、そしてセンターが安い価格を入札しまして、そこが落札したということですので、全く位置付け的には民間業者の落札者と同じ位置付けでございます。

石川専門委員 位置付けとしては全く民間業者と一緒にというのは、民間業者ではないんですか、この財団法人は。つまりタイトルが「国有財産」と銘打っているからには、何となく財務省財務局に近いのかなということで、「国有財産」と普通民間の人うたわないですよ。それをうたっているというのは、人的にも近い人がいて、法人格は独立ですよ、当たり前の話ですね。だけど人的な部分でOBが行っておられるとかという事実はそれはいかがなんでしょうか。

江口課長 あります。

石川専門委員 それはあるわけですね。

江口課長 あります。

石川専門委員 それは構わないんですけど、ここから先はどうなんですか。包括委託してセンターさんから後は。

江口課長 いずれの地区もセンターを含むグループ参加の業者が受託しており、センターは複数業者の代表として業者間を調整しておりまして、共同して落札した業者に業務をお願いをするといったこともやっております。

石川専門委員 ここから先は包括ではないわけですね。だからセンターのところまでを包括、民間委託されていると先ほどおっしゃった、そういう理解でよろしいわけですね。

江口課長 はい。

石川専門委員 わかりました。

浅羽専門委員 その中に不動産鑑定は入ってないんですか。

江口課長 鑑定は入っておりません。鑑定は今のセンターとは別のところに発注をしております。資料の価格決定のところの下のところ矢印がありますが、この鑑定評価をお願いしているというのが、別のところをお願いをしております、これも一般競争入札でやらせていただいております。

石川専門委員 そうすると、既にある意味で、官民競争入札も超えたところまでおやりになっているという意識なんですか。

江口課長 いや、超えたというつもりはございまして、同じようなことをやらせていただいているという気持ちではあります。

石川専門委員 そこは典型的に今の業者さんが応札するかもしれないんですけど、ただ、先ほど言ったように、官民競争入札というのは、要するに競争を導入することによって、しかもプロセスを第三者機関が監視することによって、要するに公共サービスの質を向上させようということですよ。

よね。そうするとまさに公権力の行使でもない、ここの部門は民間委託されているわけだから、実態は同じなんだけど、手続に乗せ直せばいいだけの話のような気がするんですけども、それを妨げる理由は何なんですか。今の手続ではなくて、官民競争入札のこの仕組みに乗せることの障害、どういう障害があるのか。

江口課長 特に大きな障害というものはないのではないかと考えております。繰り返しになって大変恐縮ですが、今までご説明させていただいたとおり、発注している業務が草刈とか、柵の設置とかでございます。我々が理解している市場化テストの目的は、透明な手続の下でより質の高いサービスといった形のを導入していこうというものだとして理解しているわけですが、今我々が民間委託している業務が非常に単純な業務でございますので、機械的な形ではその枠組みに乗るかもしれませんが、効果としてねらっている業務と、我々が民間委託している業務がちょっとそぐわないのではないかと思います。

石川専門委員 今までやっていたことに伴ってルーチンで定型的にやっているから、それが別のルートに乗せると面倒で初年度は時間かかりますよね。そこはよくわかるのですが、それを除いて何か支障があるのかといえば、伺っている限りはないような、それは市場化テストにそぐわない、そんな質の向上を図るようなものではないのだと、卑下しておっしゃるのはよくわかりますけれども、その部分を取り去って、そういうものについても別に官民競争入札のこれに乗せてだめだという支障があれば言っていたきたいのですが、そこはいかがですか。

江口課長 そこはそんなに大きな支障はないと思っています。

石川専門委員 一般競争入札にしたら、それを元に戻すロジックないですよ。

江口課長 はい。ですから一般競争入札でやりますので、これからはずっと一般競争入札でこの業務はやっていくと考えております。

石川専門委員 一般競争入札と官民競争入札のどちらのシステムが優れているかという比較の話になってくるわけで、ただ、逆に言うと、さっき言ったように第三者機関がついていて、さらにそのプロセスが透明で公正なのだからそこがメリットだと言っているわけですから、それを覆すことを言っただけだとありがたいんです。それよりも優れたメリットがあるのだと。まさに一般競争入札と官民競争入札の今競争なんです。競争に勝つということをそちらで言っただけならば、我々もなるほどねと納得できるのですが、少なくとも第三者機関、監視する機関がついていて、透明で公正なプロセスがあるというのは今の一般競争入札にはないメリットだと言っているの、それはそうじゃないという形で覆していただくとありがたいのですが。

江口課長 そのところについて、会計法に基づく一般競争入札と市場化テストの枠組み、どちらが有利になるのかという部分については、それはおっしゃられたとおりだということだと思っております。

石川専門委員 だから法的なものでなくても、事実上でもいいんだけど、何か妨げるものは何なのですか、支障になるものは。支障はない、ただ、現状維持したい。

江口課長 素朴な疑問として、我々のほうで一般競争入札を導入したというのも、まさしく経費の節減といったところのことが目的でございまして、そういう意味で経費の節減といったところに

即して考えてみますと、これは、恐らく市場化テストをやってみてもほとんど同じではないかなという気がいたしております。

石川専門委員 だから同じであれば、政府の方針として市場化テストをやっていただきたいと各府省さんをお願いしているわけなんだから、同じであったとすれば、政府の方針である官民競争入札に乗っていただくという選択肢があると思うんですけど、それをだめだという何か決定的な論拠を聞かせていただくと我々が納得がいくのですが、今聞いているとほとんどオーケイだという感じがするのですが、ほかの方でも結構なのですが、何か覆す論拠・反論をぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

江口課長 これは大変実務的な話になってしまうわけですがけれども、全国で我々も包括的なやり方で、なるべく手間暇かけないでやろうということによってしております。実は実態的なところで非常に苦労しております。業者を見つけてくるというのが大変難しゅうございまして、今申し上げましたとおり、そんなにもうかるような業務でもありません。それを我々のほうも安くやってもらわなければいけないというのでしております。そういったしますと、業者が応募してこないという例も全国の中ではございます。ただ、そうしますと、我々が直接行うわけにもいかないの、そこはまたいろんな業界をお願いをすとかしまして、何とか参加してくれる業者を募りながらやっているというところでございます。

ですから今回、市場化テストの枠組みに乗せてやったといたしましたときに、いろいろな要求等々が出てこようかと思えます。そういったしますと、本当にこれに応募してくれる業者がいるのかという実務的な心配があります。

石川専門委員 現状は財団法人国有財産管理調査センターさんは、しぶしぶ土俵の上とか、一般競争入札の手續の上に乗っていると。無理やり「乗ってくれよ」と言ってお願いして乗ってもらっていると、そういう理解なんですか。

江口課長 我々のほうもコスト削減ですので、あなたのところも頑張ってくださいと、はっきり申し上げています。我々は非常にコスト削減にはなっております。そこにかかる契約事務とか何かというものが大変手間暇省けますので、我々の業務の削減になっております。

石川専門委員 これはほかの業務いろいろおありでしょう。そこへ人員を張りつけるというんですか、さっき聞こうと思ったんですが、既に同じ枠組みになっているから聞かなかったのですが、これは先ほどの国有財産の管理のところは、大体平均で結構なんですけど、何人ぐらい、さっき全体で4,537人いらっしゃるとおっしゃってましたね。要するに財務局のさっきの話で、管財部というのは大体職員の方が何名くらいいらっしゃるのか。

谷口企画官 大体全国ベースで言うと、全職員の35%ぐらいが管財部門です。財務局別はちょっとないんですが、全体全国ベースで言うとそのぐらいです。

石川専門委員 それで、この3つ分かれている真ん中の普通財産の管理・処分という、ここにそのうちにどれぐらい、数字で言うと。

谷口企画官 数字がちょっと今ないので。

石川専門委員 トータルで35%ですね。

谷口企画官 はい。

石川専門委員 わかりました。私ばかりやっているのです。

岡本専門委員 ちょっと質問変えるのですが、財団法人国有財産管理調査センターというのは、これは平成3年に、当時の大蔵大臣の許可ですか。これは何のためにつくられたかということ、まさしくこれをやるためのセンターとしてつくられているんですよね、この業務は。未利用の国有財産の管理・委託、処分をするためにつくられた法人なんですか。実際にこの法人が委託を受けている土地は首都圏と近畿圏だけなんですか。

江口課長 首都圏と、北関東だけです。

岡本専門委員 全国ではない。

江口課長 はい。

岡本専門委員 それはまたどうしてですか。

江口課長 全国までやるだけの規模がセンターにございません。

岡本専門委員 規模というのは人員という意味ですか。

江口課長 そこまでやらせるとセンターの規模の維持コストが非常にかかってしまいます。業務は現地性が非常に強いものですので、例えば札幌なら札幌周辺でやっていただける業者に頼んだほうがより安くできますので、そういった形でやらせていただいています。

岡本専門委員 そうすると、先ほど課長が業者がいなくておっしゃったのはどういう意味なんでしょう。

石川専門委員 首都圏だけ。

江口課長 首都圏と北関東。北関東でも2社の応募がございました。首都圏のほうでも2社ぐらい応募が最初来たのですが、1社辞退をしたので、結局最後はセンターを代表とするグループ参加の業者だけになってしまったということです。

岡本専門委員 それは、差支えなければどういう理由から辞退していったんですか。

江口課長 我々のほうで、先ほど言いました包括的な形で出します。そうしますと、それをやるだけの業務の体制といいますか、陣容を揃えなければいけない。

岡本専門委員 草刈からそういうものを全部揃えてくるには。

江口課長 それと、あと我々はわがままな発注をしておりますして、何か必要が生じたらセンターさんやっってくださいという形をお願いをして、業務を処理してもらっております。非常にわがままな形でセンターをお願いしています。また、そういった形で個々に落札した業者にもすべてをお願いしております。そのわがままを、例えば北海道とか東北とか、そういったところだと、そんなに管理している数もございませんので、こなしていけるんですけども、首都圏レベルで申し上げますと、これが1,000とか2,000とか、そういったものになってまいりますので、そういったところに対応できるだけのノウハウを持った方が今なかなかいらない状況です。

岡本専門委員 個別の業務は単純定型なんですか。

江口課長 はい。

岡本専門委員 それを全部包括的な意味で揃えるとそれに対応できないということですか。

江口課長 はい。それを1つの業務として、草刈やってください、柵を設置してくださいと、ありとあらゆる業務を我々はセンターに発注をすれば、そこでやってくれるということになっていきますので、我々にとってみると非常に便利な訳ですけれども、受ける側からしますと、大変厳しい部分があるかなと思います。

石川専門委員 わがままな注文主だから、それに応じるのがちょっと大変だと、そういうことですね。

細田課長補佐 そのもとにあるのは地域の方々の要請です。近隣の方が草が生えてきたからすぐ刈ってくれと言われる訳です。また、国有地の中に人が入っているから、すぐ柵を作ってくれと言われます。こういう需要があるので、それに的確に行っていただかなければいけない、こういう点がございます。

石川専門委員 それはよくわかります。

岡本専門委員 そうすると現状で包括的に委託されているのは、関東、北関東だけだと、それ以外の地域についてはどうなんですか。

江口課長 ほかのところでも、束ねられる業務をすべて束ねた形でやっております。包括的な形で民間委託しています。

岡本専門委員 民間委託していると、このセンターじゃないけれどもということですね。

江口課長 そうです。

岡本専門委員 これは全国でやっても市場性はないということですか。全国包括委託なんていうのは現実的ではないと。

江口課長 正直申し上げまして、そんな業者がいるのかどうか。そうしてくれると、我々は大変ありがたいんです。

岡本専門委員 ありがたい。

江口課長 そういう業者がいますと、例えば、我々離島とかなんかでも国有地があります。

岡本専門委員 そういうところはしようがないかもしれませんね。

関参事官 ちょっと質問を。

石川専門委員 どうぞ。

関参事官 いただいた横長の様式のほうで、「外部資源の活用状況」の のところで、一般競争入札と企画競争とございますけれども……

江口課長 こちらですか。

関参事官 ええ、そうです。その「外部資源の活用状況」という欄がございますね、下から3つ目の。この のところで、一般競争入札と企画競争というのがございますが、支払額が8億7,000万円のうち、一般競争入札と企画競争の内訳というのはどのような感じになっているのでしょうか。企画競争というのは基本的に随契でございますね。

江口課長 はい。

関参事官 それはどういう区別で、一部は一般競争入札やって、一部は随契でやっているのでしょうか。

江口課長 ええ。

関参事官 それはどういう区別なんでしょうか、例えば金額で8億7,000万のうち、いくらぐらいが一般競争入札で、いくらぐらいが随契だと、そういうのはございますか。

江口課長 それは今手元に数字がありませんので、後で調べますけれども、先ほど申し上げましたとおり、地域割でやっております。首都圏についてはセンターのほうに企画競争入札、そのほかの地域につきましては……

関参事官 企画競争入札ということはあるですか。普通企画競争というのではないですか。

江口課長 企画競争です。

関参事官 企画競争ですね。随契ですね。

江口課長 随契に区分されます。他の所につきましては、北関東とか、北海道とか、そういったところにブロックに分けて、そこを一般競争入札でやっているということです。

関参事官 後で数字だけ。

浅羽専門委員 不動産関係の部分は随契ですか。

江口課長 これも……

浅羽専門委員 これは一般競争入札ですか。

江口課長 はい。

岡本専門委員 先ほど細田さんがおっしゃったわがままな内容は、草刈、柵の設置、巡回警備等々と聞くと、そんなにわがままでないように思うんですけど、それは周りの地域住民の方……

細田課長補佐 そのような要請はあります。

岡本専門委員 民間業者がそんなことやってられないということですか。

細田課長補佐 国だったらやってくれると思われているところが実情としてございまして、国有地だからということで不法投棄も本当にこれが多くて、そうすると例えば車が置いてあったというようなケースがありますと、これは良くないというので、すぐどかしてくれと、こういう要求が結構ございます。

山田課長補佐 ちょっと補足ですけれども、物納の前、我々が現地調査などで近く通っている時には、腰の高さに草があって、それが登記名義が変わったのを聞きつけた途端に草刈などの要請が来るということは、今まさに細田が言ったとおり実際にあることでございます。

石川専門委員 登記の手続が完了すると、看板を立てるということですか。いつ登記が変更になったかわからないですね、名義は。そうすると、それが何月何日から国有地になりましたみたいな、柵というか、それを立てる。

江口課長 それは全部についてすぐやっているということではないんですけれども、一方で、我々は遊ばせておくのはもったいないので、これは国有地でやがて売る財産ですけれども、一定期間について暫定活用させることを行っておりますので、何かご利用要望ありますかといった看板を、特に非常に立地のいいところについては立てております。

細田課長補佐 それと物納財産ですと、人づてで、こちらは国のものになったということを近所で評判が広がりますから、そうすると特に看板を立てずともそういうようなことがわかってくるこ

ともあろうかと思えます。

石川専門委員 よろしいですか。いろいろとお聞きしたいのですが、時間になりまして、ぜひきょうの議論を、特にほとんど同じことをやっておられるわけですから、ぜひ前向きに受けとめていただいて、これは政府の方針なのでご協力いただくと誠にありがたいと思っておりますので、ひとつ引き続き検討をよろしく願いをいたします。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

【財務局関係者退室】

(休憩)

【森林管理局関係者入室】

石川専門委員 それでは、森林管理局の事務・事業に関しまして、農林水産省より説明をお願いいたします。

ご説明は10分程度といたしまして、その後、35分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、説明に当たりましては、市場化テストの実施の是非というそこからめた点を中心をお願いいたします。

それでは、よろしくどうぞ。

須藤課長 国有林野部の管理課の課長でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料に森林管理部の事務・事業ということで、既にお配りしてあるかと存じます。

私どものほうでヒアリングの対象ということでお聞きしてございますのが、レクリエーションの森と施設の管理・運営ということでお聞きしておりますので、この分でご説明させていただきます。

どういう仕事をしていて、そのためにどういった組織があるのかというところをピンポイントで話をしろということでございましたので、1枚めくっていただきまして、2ページ目のところの「国有林野の概要」というところを簡単に押さえて、それで事務・事業の説明に、その後、直後に入りたいと思います。

国有林野、(1)(2)のところでございますが、国民共通の財産でございますが、非常に広大な土地を持っております。759万haで国土の約2割を占めてございます。場所がその下にある地図にございますとおり、日本列島の骨になる場所の一番山奥のところ、したがって、森林経営という観点からすると極めて劣悪な条件です。残念ながら私どものところ1兆3,000億円の累積債務持っているのですが、50年で返すと言いながらなかなか返してない状況がそのまま続いているという状況でございます。

しかしながら森林の重要性というのは非常に高いというところをちょっと押さえさせていただきたいのですが、(3)にございます公益的機能の発揮というところが非常に大きいです。水源に当たるというところもありますし、国土保全、つまり土砂の、それを支えている場所という性格を持っております。したがって、保安林の面積が国有林野の9割を占めているという状況でございます。そういう意味で税金を使わせていただいているといった立場にございますので、国民に開かれた使い方を極力していこうという意識はございまして、それで「レクリエーションの森」というのを設定しているというところでございます。

レクリエーションの森につきましては、場所としては1,187カ所、その数字に書いてございます、そういうところでございます。後でレクリエーションの森について、事務・事業の関係ということで説明するときにもう一度触れますが、契約件数で私どもが直接契約して仕事をして、それでその管理に当たるようなことになった、つまり契約件数でいうと142件しか実はやっていません。ほとんど民間の方にやってもらうように、とにかくみんなで願います。アウトソーシングをするというのが、私どもの森林経営の基本でございまして、森林経営自体がそうですし、こういう管理のところにもありとあらゆる方法でそういう使い方をしています。その結果として1,187カ所ということでございますが、自分自身で契約して管理しなければいけないような場所は142件しかない、そういう状態なんです。

私どもの国有林野事業の組織、その下に書いてございますが、ブロック組織7つなんですけれども、国有林の場所が何分にも山のほうに偏っているものですから、大都市のところにはない。わざとそこを外していると。さすがに北海道は札幌にございますが、東北は秋田にあり、関東と新潟含めてございますが、そこは前橋にあり、中部は長野にあり、四国は高知、九州は熊本、それで残ったところがぼつぼつぼつとしかない国有林を近畿、中国全部ひっくるめて大阪にあると、そういう管理をしています。

さすがに局ではなかなかできませんので、その下のレベルでは森林管理署というところが具体的な事務・事業をやっておりまして、今回のこのヒアリングの対象になる事務・事業のほとんどがこの森林管理署、その下にあります支署、このレベルのところで仕事をしてございます。したがって、大体120署ぐらいですか、こういう場所で行っているというところでございます。

施設管理、レクリエーションの森関係の仕事は具体的に誰がやっているかというところを次のページで説明させていただきます。

大きく分けると、私ども持っているのは、さすがに森林のところは森林整備でつくので、施設管理という概念からちょっと省かせていただければ、あとは宿舎と庁舎と、それからレクリエーションの森みたいな、一般の方に土地を貸して、一般の方々に使っていただくというもの、3種類でございます。

最初の宿舎のほうですが、局のレベルで担当しているのは総務部の施設係でございます。ただし、施設係というのは、実際には管理というよりは宿舎そのものをどういう場所にいくつ設置するのかという財務省と調整して決めなければならない仕事のほうが圧倒的に多くて、管理業務はほとんど行ってございませぬ。最近は森林管理署のほうに委ねているというところでございます。局レベルはそういう話でございます。

庁舎の関係でございますが、経理課の企画係でございます。こちらのほうも局レベルでございますので、あまり庁舎のウエイトが大きいわけではなくて、むしろ物品管理とか、調達の関係、要するに札改革と今やっていますけれども、そういうことを主にやっている人間に片手間にちょっとやらせているというやり方でやっています。

3番目のレクリエーション関係で土地を貸して使わせてもらうという話ですが、こちらのほう、計画部、国有林野管理課の森林利用係というところにやらせています。局レベルではそういうとこ

るにやらせています。ただし、これは森林利用というところでありますので、森林を利用する形態で、ありとあらゆる形態を考えている仕事の中のごく一部という位置付けです。レクリエーション、局のレベルでやっている仕事は主に企画・調整ということでございますので、具体的な管理にいきますと、下の署のレベルに行きます。

具体的な管理の仕事になってくると、そういう側面を持っているのは署のレベルでございますが、まず宿舎の話でございます。こちらは総務課の総務係がやってございます。総務係、今、押しなべて言いますと、大体署に1人配置してございます。その1人ですが、その1人にありとあらゆる総務係のいわゆる総務という仕事を全部任せています。人事、給与、職員の安全、安全というのは労働安全問題、労働安全衛生とか、森林整備ですのでけがよくしますので、そういった仕事をやっている片手間でございますが、宿舎の事務がでございます。片手間で何とかやれるというのは、宿舎関係、1つの署に押しなべて言いますと、大体年間で10件にも満たないです。当該年度で契約事務等々をやらなければいけないという、そういう事務は年間に6～7件ぐらいしかない。ですので、ほとんど宿舎関係の事務で必要としている時間が非常に少ないので、総務係何でも屋さんとにかくあずけています。それで回そうということで回しているという状況です。

次に庁舎の話であります。庁舎のほうは、こちらのほうも庁舎の営繕、窓が壊れた、ドアが壊れた、そういうような関係の契約というのは、ほとんどめったになく、年間に1～2件とかそういうオーダーです。したがって、こちらのほうも一般的に経理で、入札事務等々、予算、決算、会計、物品管理全部やっている人に仕事やってもらうように任せています。したがって、庁舎・宿舎で単独の人がいるというイメージで我々はとらえてなかったというところでもあります。

もう一つの 카테고리であるレクリエーション関係で民間の方に使っていただくほう、これは民間の方に使っていただくわけですから、そういう意味での民間の方々とのおつき合いがございしますが、こちらのほうは業務課の管理係ということに置いております。管理係は大体署に1人あります。この1人なんです、こちらのほうも、先ほどの総務係、経理係と同じように、ほかの業務のほうが圧倒的に多いんです。なぜ管理係に入れているかといいますと、「レクリエーションの森」という、そういう言葉でございしますが、土地を貸すというイメージで我々がアプローチしているからです。土地を貸すというのは、国有林野は非常にたくさん土地がございまして、道路に貸すとか、電柱立っているところの足元の土地を貸すとか、そういう案件がものすごく多いんです。そういうかわりに対応するという仕事がたくさんあるものですから、そのことをやっている人にレクリエーション関係の民間の方に貸す業務もやっていただいているということで、新たに人間を配置しているとは実は私どもとらえてないんです。

予算関係でどのぐらいの事務・事業で金額やっているかというのが4ページ目でございます。ごらんのとおり、宿舎・庁舎は非常に数が多いのですが、庁舎修繕のところ、実はあまりお金かけてない。庁舎の警備・清掃は基本的に民間に委託するというところでやっています、これは一般競争入札です。これもまさに契約をするときに民間とにかく全部アウトソーシングするというところでやっています。

レクリエーションの森についても同じようなんですけれども、契約金額、実はすごく少ないです。

1件当たり80万円となっていますが、無償が多いものですからこうなっちゃう。といいますのは、レクリエーションの森だけはどういう事業なのか、説明しないとなかなかご理解いただけないかと思うんですが、その次のページに(別紙)という形で付けさせていただいている色刷りのものです。

レクリエーションの森は、先ほどちょっと申しましたとおり、土地を貸すという仕事のところに全部あずけています。実際にそういうふうな構成でつくっているものです。自分たちでレジャーを振興しようと、そういうアプローチではないんです。国有林につきましては、国民の全体の森なものですから開かれた使い方をしていただきたいということで、こういう事業を始めているわけですが、しかしながら国有財産としては森林整備をして、そこに森林がある状態が望ましいと我々は思っている。ですから非常に例外的な場合にレクリエーションの森というのを設置いたします。

その例外的というのは、基本的にその土地の周りにあります自治体が地域振興の関係等々でレクリエーション関係で使いたいというご希望を我々に言ってきた場合のみご相談して、なるべくならば我々のところに地代に相当する貸付料を払っていただいて、使わせていただく。ただし、我々はそれをどちらかといえば貸し付ける、ないしは使用許可するという形でやっていますが、追加的に国有林野側のほうでお金を出してどこか管理するとか、そういうことは一切してない。基本的に言ってきたいただいたところに全部自分でお金出してくださいよと、全部やってくださいよと、民間の方に全部やってくださいよと。ないしは地元の市町村に全部やってくださいよということを条件にやっているというものです。

その下のところにその具体的なやり方が書いてありまして、レクリエーションの森の施設の整備及び管理運営でございますが、まず「地元自治体等による国有林野の活用」というカテゴリーでございます。これは自治体との関係で貸し付けの契約をいたします。なるべく有償にしようと思って頑張っている。有償というのは、我々が自治体からたくさんお金払っていただくということです。しかし管理運営等々は全部自治体の方にやっていただきますと、我々は手下しませんよというやり方をしています。スポーツ施設とか緑地公園等々ございます。その他施設はレクリエーション関係からちょっと外れますので、レクリエーション関係だと31件のスポーツ施設と緑地公園の110件が当たると思います。

民間のほうでございますが、「民間活力の活用」ということでございます。スキー場等々がここにあります。これは民間の事業者が1社言ってきたから許可すると、そういうことはやってごさいません。基本的には地元自治体がやってくださいと。そのときの事業運営はこの民間会社にやらせますと言ってきた場合のみ許可するというやり方をしています。そういう場合に使用許可という形で許可を出しますが、ただし収益性のあるものは必ずお金払っていただくということで、なるべくたくさんいただきたいというやり方をしています。しかしお金いただくというふうに言っていながらですが、私どものほうで、管理運営のために何か仕事するということは一切しませんよと。完全にそこに入っていただく民間の方にすべて管理運営はやっていただきたいということを条件にして、それをのんできてもらった場合だけ使っていただくと、そういうやり方をしています。

それを基本としてやっているわけですが、今、森林浴等々で民間の方といっても、ボランティア

の方が随分出てきていて、そういう方にも参加させたいという地元のご要望がございます。こういう方だとなかなかお金払ってくれない、ないしは施設運営をやっていても、その施設を自前で整備するのはできないという話を言う方が中で出てくるわけで、なるべく自前でやってくださいとネゴはするのですが、どうしても残った場合、どうしても国有林野でやってくれないと地元でレクリエーションの森として使えないというふうになってしまった場合のみ、その一番下にあります、私どもの国有林野側で管理するというのが残っているんです。

そこで最初に申しましたように、142件だけの契約しかないという次第です。

石川専門委員 話の腰折って恐縮なのですが、10分という時間、今、15分経過しております、それについては、中身について、私のほうの質問で触れていただければ結構かと思うんですが、質疑に入ってよろしゅうございますか。

須藤課長 はい。

石川専門委員 いろいろとお忙しい中、資料も用意していただいて丁寧なご説明ありがとうございました。先ほどいろいろ用意していただいたのですが、今回のメインは、このレクリエーションの森の施設のところの話で、宿舎・庁舎というのは、後で時間余ればご説明伺いたいのですが、レクリエーションのところの話なのですが、そうすると、これは一般的なところで、さっき一般競争入札のことをおっしゃいましたね。そうするとそういう形にはなっていないと、このレクリエーションの森については、という理解でよろしいのでしょうか。

須藤課長 先ほど申しましたとおり、地元自治体から契約をした場合は、これはまさに地元自治体との契約です。一般競争入札と関係ございません。それから、民間の場合は使用許可でございますから、契約等々は全く関係なくなるわけです。どうしても引き受けてくれない場合、142件の契約でございます。これは我々国有林野が契約しているものでございます。これは一般競争入札にかかけます。

石川専門委員 さっきの様式の「市場化テストの実施に関する回答」という横長のこれのところで、そうすると3つさっきの話だとして、委託方法が「一般競争、企画競争等」と書いてありますね。

須藤課長 はい。

石川専門委員 そうすると、私たちのイメージだと、このレクリエーションの森のところはこれなのかと思ったのですが、宿舎・庁舎とレクリエーションの森の3つが込みになって入っていてということなんですよ。

須藤課長 込みでございます。

石川専門委員 そうするとレクリエーションの森は、一般競争、企画競争にはなじんでなくて、それ以外の庁舎と宿舎のところは一般競争、企画競争だと、そういう理解ですか。

須藤課長 レクリエーションの森は、先ほど申しましたとおり142件、どうしようもない案件以外は、こういう契約、一般競争、企画競争のところになじんでないんです。

野口室長 小額随契。

須藤課長 極めて例外的な場合、発注するものがありますが、それは一般競争とか企画競争とか、

小額随契にわたるものがございます。

石川専門委員 企画競争等の等は、これは今おっしゃった小額随契のこと。

須藤課長 小額随契、100万円以下のものですね。

石川専門委員 そうすると、私たちが当初イメージしていたのとずれているんですよね。という
か、レクリエーションの森のところで絞っているというわけではない、お願いしていたのは。

事務局 それと含めて庁舎の。

石川専門委員 そっちのほうをお聞きしますけど、一般競争入札ということですよ。されている
わけでしょう。

須藤課長 はい。

石川専門委員 これは官民競争入札にはなじまないというお考えですか。

須藤課長 民間の方にやっていただいているのをベースにしているので、既にそうなっちゃって
いるので。

石川専門委員 既になっているから、もういいでしょうという。

須藤課長 あえて、それを我々がむしりとってやるというのも。

石川専門委員 むしりとるといっているのはどういう。

須藤課長 既に民間に管理は全部委ねるように努力していて、それで官民競争入札というのは、
官と民と横並びで競い合う状態をつくり出して、それで……

石川専門委員 そうすると勝っちゃうということですか。林野庁さん側が勝っちゃう。

須藤課長 勝つというより民間しかいないわけですから、もう既に。かつ管理事務は全部民間側に出
しちゃっているものですから、我々のところで用意できるお金、ほとんど持ってないわけですね。
土地を貸しますよとしかやってないわけですから、我々、レクリエーションの森については。

石川専門委員 レクリエーションの森はね。

須藤課長 土地貸しますよと、そのときに追加的に管理費用なんて一切出しませんよと。

石川専門委員 今、話がずれたような気がするんだけど、今、一般競争入札のところの話はレク
リエーションの森ではないですよ。

須藤課長 今のテーマは宿舎と庁舎の話ですか。

石川専門委員 はい。一般競争入札をおやりの分野はそこなんでしょう。

須藤課長 我々契約は基本的に一般競争入札は全部入れるという考え方でやっています。

石川専門委員 レクリエーションの森の管理のところにはないんですよ、一般競争入札の形式
は。

須藤課長 私どもは契約をするならば、極力一般競争入札なんです。レクリエーションの森も金
額が高ければ一般競争入札いたします。100万円以下の非常に小さい契約のときには小額随契をせ
ざるを得ない場合がある。でもこれはなるべくならば一般競争入札にかけたいのでいろんな方に募
って入札するというように今努力しています。

石川専門委員 そうすると、このレクリエーションの森の金額が約1億あるんでしょう。金額と
書いてある。これが平均1つになるとこんなに少なくなっちゃうのですか、1件80万。

野口室長 80万です。

石川専門委員 というふうになっている。

野口室長 はい。高額で1億円で、件数が資料に……

石川専門委員 平均でなくて、多い、少ないという、それでいうと、一番多くてどれぐらいになるのか。平均化しないで、マックスというか、もしわかるようであれば。

高嶋補佐 特殊な事例で、展示館がありまして、森林博物館というのがたまたまその年度に1件生じまして、これが3,700万円です。これは一般競争入札で対応させていただいています。

石川専門委員 こちらはちなみにどんな感じの業者さんなんですか、落札した人は。

高嶋課長補佐 落札されたのは、(株)乃村工藝社という、そこは一般公募なものですから。

石川専門委員 そうすると、高いやつもあるし、少ないやつは80万を切るのもあると。

高嶋課長補佐 3万8,000円とか、そういうものがぼつんと……

石川専門委員 そっちのほうが多い。

野口室長 それこそきょうの資料の6ページのところにあるような、ちょっとした歩道が壊れたとか、ボランティアの人もなかなかやってくれないので、国自らやらざるを得ないとかというケースもあります。そういうのは3万円とか小額発注になるケースですね。

浅羽専門委員 先ほど3,700万円のケースというのは、これは単年度のみで恒常的に出るものではないんですか。

野口室長 もう終わっています。当分ないです。

高嶋課長補佐 施設では珍しいです。

須藤課長 例年はここにある執行額の結果1億円だったですけど、こんな金額にならないんです。

石川専門委員 どの程度の額。

須藤課長 数千万円の半分以下だったと思います。

石川専門委員 半分以下。そうしますと、回答の中で、市場化テスト実施しない場合の理由として、「同事務・事業については、既に民間競争入札に移行済みであるため」とお答えになっていらっしゃると思いますので、そこの今話を伺ったのだけど、ただ、今、レクリエーションの森については該当するものがあまりないんですね。

須藤課長 ないですね。先ほど申しましたとおり、レクリエーションの森は極力民間の方が使っていて、自分でやってくださいよと言っているものですから、該当するものはほとんどない。

石川専門委員 さっきの話でサポートする自治体さんがあったときに限って申請出してもらって、これは国有財産における普通財産の使用許可をやっておられると。

須藤課長 実は行政財産の中の企業財産という位置付けいただいております。

石川専門委員 どっちにしても国有財産法に基づいて使用許可を出しておられると、そういうことですね。

須藤課長 国有財産の使用許可です。

石川専門委員 そういうことですね。

須藤課長 はい。

石川専門委員 そうすると後の庁舎・宿舎のほうはいかがなんでしょうか。

須藤課長 こちらのほうは、先ほど申し上げましたとおり、まさに自分が手を下せる状態ではないものですから、そもそも職員もあまりほとんど時間を割けないものですから、すべて一般の契約の中で一般競争入札。

石川専門委員 これは既にこの部分こそ一般競争入札でやっているから、今さら官民競争入札しなくていいよねと、そういう理屈ですか。

須藤課長 そうだと思いますね。我々のところでわざわざやりたいと思ってないですから、もうこれ以上。完全に一般競争入札で、仕事全部民間でやっていただきたいということに、そういう頭で整理していますので。

石川専門委員 でもそういうふうに官民競争入札を使ってもなり得るわけでしょう。

須藤課長 我々としては、今さら官民競争入札使つてということではなくて、既に民間の方にやっていただいていると。

石川専門委員 だから今さらというのは、そちらのお立場に立てばわかるんですが、しかし官民競争入札というのは、公共サービス改革法というのは政府の方針ですから、ですから、そちらも政府の方針に従っていただければありがたいなということをお願いしているの、今さらとおっしゃったんですけれども、そこを考え直して、官民競争入札の枠組みに乗っけてやっていただけないかというお話なんですけど、それは無理なんですか。

須藤課長 まず申し上げるのは、既に官と民が競争する関係には我々立つべきではないと思っていますので、仕事は民の世界でやっていただく。それをなるべく安い価格でやっていただかないと私どもとしては国有林野の特会の経営自体が非常に苦しい中ではもうできない、そういうのがまず1つでございます。

それとあえて言えば、これはあまり私これを言いたいと思っていませんですけども、あまりにも件数が少ないものですから、1つの場所のところ、1年間に6～7件しか出てこないような工事の発注をお願いすると、そういう業者さん探してこいと、ないしは公募しろと。場所が何分にも大都市外しているところにあり、かつ、なるべく国有林地に近いところに管理署も置くという話で、田舎にあるんです。県庁所在地すら外しているそういう場所多いんです。そこで探していくのはすごい労力が要るだろうと、私どもとしてはそういうふうな感じがするものですから、今の一般競争入札がコスト的にはベストではないのかなと、私どもの目からすると。

石川専門委員 現在でも一般競争入札に応札してもらおう業者さんをどっちかという無理して応札してもらっているという実態があると、そういう理解でよろしいんですか。

須藤課長 そうです。必死になって探しているんです。常にたくさん出してきてもらわないと、一番低い額で出してもらえませぬので。

石川専門委員 ただ、その実態は、しかし官民競争入札の仕組みを使ってもできるわけですよ。

事務局 官民競争入札等といいますと、官民競争入札と民間競争入札がございます。今、既に一般競争入札をしているというご説明はわかりましたが、それをもう一度官に引き上げるといって、一般競争入札を官民競争入札にかえるというのは困難なんだということは1つの説明だと思いま

すけれども、民間競争入札に移行できないのかというところはお伺いしたいです。

石川専門委員 ちょっと言葉足りなかったのですが、私は今その前提でお話をしています……

須藤課長 市民の競争入札。

石川専門委員 はい。そのプロセスに第三者機関があって、それでプロセスが透明で公正なというのは、官民競争入札と、よく情報を読んでいただくと民間……

須藤課長 それはわかっています。

石川専門委員 あるでしょう。だから一般競争入札は、確かに私言葉足らずで、市民のほうで今お考えになっていたのかもしれないんだけど、公共サービス改革法の民間競争入札の枠組みで現在の一般競争入札のところを受けてもらえないかという、そういう依頼ですね。

須藤課長 私どもはそこところはまさにコストの話になっちゃうのですけれども、第三者の入っている管理機関等々が入ってきて、国有林野の立場から、その人たちの人件費を払うというのは追加的出資になっちゃうんですね、私どもとしては。それはちょっとコスト的には我々は耐えられないだろうというのが1つです。

それで究極的にこんなことを考えて、そもそもそういった状態であれば、コストを下げていくというのが一番必要なことだと思いますから、我々の経営形態がどういうふうになっているのかというところまで突き詰めて考えるべきなんだと思うんです。まさに我々のところは非公務員化の独法にしるという話を突きつけられていて、近々そういうことをやらなければいけないので、そちらのほうの検討を先にやったほうがはるかにコスト的には、つまり同じ仕事をやるためにかけるコストで、最低限にするためという意味ですけれども、そういうほうが非公務員化していったら、そもそも公務員の給料じゃない世界に飛び込んで行ったほうがいいんだろうなと。

石川専門委員 それはよくわかるんです。だけど、現状を前提にしてお話ししないといけないので、近未来はいろんな分権とか、今言った非公務員型の独法化、これは進んでいることは事実ですけど。

須藤課長 我々は平成22年の4月にやるという話になっているんです、もう既に。

石川専門委員 いや、それはそうにしても、22年に決まっていたとしても、今、ただここでお話ししているのは現状の話ですから、近未来にそうなるとしても、しかしそれはそれとして、しかし官民競争入札の何で枠組みに乗らないのかというのは現状でお答えをいただきたいんですけど、だから近未来にそうなるのが仮にあったとしても、近未来の今話をしているのではなくて、現状を前提にした話ですから、そこでお答えいただきたい。

須藤課長 現状について物事をしゃべれば、つまり先ほど申し上げたとおり、第三者が入ってきて、その第三者の官民競争入札の監理委員会みたいのができて、それが管理にかかわってくるときに、その人たちの謝金すら我々としては払えないのではないのかと、コスト的に考えると。今はほとんど人件費はその庁舎・宿舎の管理のところほとんど振り分けてないんですね。その程度の件数しかないんです、今現在で。

我々の見方すると、それ以外の仕事があまりにも多いものですから、庁舎・宿舎の仕事を市場化テストのところに出して、監理委員会のところをお願いしたということだったとしても、現状の人

件費が下がる可能性は皆無だと思います。そうすると追加的出資になっちゃうんですね、こちらのほうの官民競争入札の監理委員会のほうにお願いする仕事というのは。ですので、その人たちがやっていただけのコストを賄う余力ございませんので、そういう意味でコスト的に合わないなど。

石川専門委員 コスト的に合わない。

須藤課長 つまり謝金をちょっとでも払ったら、それが追加的コストなんですね。

石川専門委員 そこって、そういう仕組みになっているんですか、官民競争入札のお金。

事務局 入札の対象になる官庁が官民競争入札等監理委員会の謝金を払うわけではありません。

須藤課長 それはよろしいですか。

事務局 それは内閣府が。

関参事官 今いただいている資料で、1,400件以上からの契約をしていらっしやって、その中に随契と競争入札あるでしょうけれども、競争入札であれば、ここ期間置いて、不落到終わったら、また再入札とか、いろいろ手間が相当現場でかかっているんだと思うんですよ。ですからそこを官民、民間でもいいですが、競争入札の仕組みに乗せるときに、できるだけそういう現場の負担を軽くするというコストセーブの効果はあり得ると思うんですね。

須藤課長 今おっしゃっていらっしゃるコストセーブのほうを具体的におっしゃっていただけますか。というのは、私ども一般競争入札に政府全体の方針として随契やめろという、そういう政府全体の方針で一般競争入札にとにかく移行するというをやっています。非常に低い、本当は随契でいってもいいような金額の契約であっても、一般競争入札にかけろという指示をしてやっています。

そういう状況で、新しいアイデアがもしあるのだったら、私どもの経営のためにはすごくプラスになるのでそこを教えていただければ。

関参事官 官民競争入札の仕組みに乗せるときにどういう仕組みでデザインするかということにもよるかもしれませんが、そのときにある程度包括的な形にするとか、地域的にまとめるとか、そういう形にすれば、まず間違いなく現場での契約事務のコストは省かれることになると思うんです。

須藤課長 そこはまさにレクリエーションの森がどのぐらい……

関参事官 レクリエーションの森の話だけではない。

須藤課長 庁舎のほうも特にそうなんですけれども、逆に言うと庁舎のほうももっと激しいんですけれども、私どものところの庁舎の数、物すごい多い。森林事務所というところは一番末端にございます。1人しか配置してないんですけれども、全部合わせると1,200ぐらい庁舎があるわけです、本当に小さいやつです。それは場所が非常に分散的なんですね。それを地域的にまとめるように、私ども自身が努力してやっている結果として現状のところでありまして、さらにまとめるというふうに言われても想像がつかない。我々としては精いっぱい努力している感じがあります。

関参事官 私、今申し上げているのは、その話を申し上げているのではなくて、課長さんが、官民競争入札に乗せると、プラスのコストしかないとおっしゃるので、そうではないですよということをお願いしているだけです。

須藤課長 そこはよくわかっています。市場化テストがやられているいろんな取組は、前から別の意味で興味があったので、そこは努力されているのはすごくわかっていますので、そういうふうに努力されているやつを、私どものところに当てはめて使えるのかなと、そういう目で見て、それで私申し上げたんです。

岡本専門委員 でも、今課長の言われたことは半分もっともだと思って聞いているんです。でもそこまで言われるのだとすると、林野庁のコストというのは物すごい徹底的にむだがないようにしていけないと、国民に対してその説明ができないんじゃないですか。

須藤課長 まさにそういうことですね。

岡本専門委員 そこを徹底的にやるんだとして、なおかつやれというのだったら、確かに負担が大きくなるのはよくわかるのですけれども、こっち側にむだがあって、今おっしゃる理論はなかなか厳しいですよ。ですから課長が言われることはよくわかるし、だとすると、ほかの林野庁のコストを徹底的に見直されて、それであくまでも出ないというようなところまで言われて、今の論理が成り立つような気がしますけど。

須藤課長 それはまさに国有林野の経営の全体をどう考えるかというほうに議論が行くべき話……

岡本専門委員 そうだと思いますね。確かにおっしゃるように収益性を問われているのは事実でしょうけど、ただ、その収益性のある状態なのかというのが他方の現実があって、その議論に持っていけないといけないと思いますし、そこに技術的な市場化テストか独法かという議論よりも、もちろんそちらのほうの議論が先にあってやるべきでしょうね、恐らく言われているような。

須藤課長 独法の議論は非公務員化するということによって、要は人件費カットができるだろうという議論があるわけですね。これはまさに国有林野のコストカットのやり方の1つなんだろうなと思うんです。これは要するに法人形態かえるわけですから、むしろそっちのほうが現実的な意味での全体のコストカットするときの……

岡本専門委員 コストカットするのも新しい独法形態になるときのそのこの長をひっくり返してどういった経営体にするかという議論だと思いますので、選択肢の中にその可能性あるんでしょうね、恐らく。

他方で、あまり収益性ばかり議論して、林野の本当の役割が失われてもしょうがないですし、そこは一番最初におっしゃったような大きな公益性があるわけですから、その辺の議論が私はあってしかるべきだと思いますね。

須藤課長 まさにそのとおりで、国有林の非常に公益的な機能を損なうことなく最大限のコストカットしなければいけないという事態になっているわけですね。要は1兆3,000億円の借金返さなければいけないという事態になっていて、ですから公益性を誰が最後まで監視の目を光らせるのかというのが1つあって、そういう部署が多分あるだろうなと。

それと、むやみやたらに金を使わないで、とにかくきれいな森林整備ができるようにするという効率性が高い組織が必要なだろうなと、そういう議論になっていくのだろうと。それを実現するために、どちらかといえば法人形態を考え直す。非公務員型の独法で効率性の高い組織をつくりつ

つ、しかし、それを監視する一般行政の世界で誰か人がいなければいけない。そこを整理し直すというのが今後の独法化の、私どものほうの議論としてあるのだらうなというふうな認識でございます。

岡本専門委員 ぜひそういう形で議論していただきたいと思いますね。

須藤課長 それは大変ありがたいお言葉で、まさにそういう議論をしていかないといけない事態、本当は1兆3,000億みたいな借金持ってなければもっと楽な議論ができたのですが、残念ながら効率性は最後まで追求しなければいけないのは捨てきれないですし、公益性はそれ以上に重要なので、国有林野はそういう場所にありますので、その議論は避けて通るというよりは、それがまさに中心になるべき議論でございます。

石川専門委員 よろしいですか。いろいろとお聞きしたいこともあるのですが、時間の関係がございまして、大変厳しい状況に置かれていることはよくわかりました。

そういう中、ご検討いただいて大変ありがたかったです、ぜひ前向きに検討は継続はしていただきたいと。厳しいお立場重々わかるのですが、ということで、ひとつ引き続き検討だけをお願いをしたいというふうに思っております。

須藤課長 いろいろ勉強させていただきました。市場化テストの方法は。

石川専門委員 お忙しい中をありがとうございました。

須藤課長 済みません、失礼いたしました。

石川専門委員 それでは、本日の地方出先機関分科会は終了いたします。

【森林管理局関係者退室】